

加賀市霊苑（墓苑）墓地使用権承継の手続について

墓地使用権を承継する場合、次の書類が必要です。（シャチハタは使用しないでください。）

1 墓地使用権承継届

2 戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍（コピーしたものは不可）

- ① 死亡者の夫、妻、子が承継する場合
 - ・使用者（死亡者）の婚姻から死亡までが分かるもので、使用者（死亡者）の夫（妻）および子全員の記載があるもの
- ② ①以外の人（死亡者の父母、兄弟姉妹など）が承継する場合
 - ・①の場合に必要な書類に加えて相続人全員の関係が分かるもの

3 承継者の住民票（コピーしたものは不可）

承継者個人のもので、世帯主および本籍の記載があるもの

※ 承継者が市外に在住の場合は、「代理人指定（変更・廃止）届」および代理人の住民票（個人のもので、世帯主および本籍の記載があるもの）が必要です。

4 墓地使用権承継承諾書

相続人（代襲相続人を含む。）全員の署名および押印が必要です。

5 相関図

使用者（死亡者）および相続人（代襲相続人を含む。）全員を記載してください。

6 墓地使用許可証

許可証を亡失した場合は、「墓地使用許可証亡失届」が必要です。

7 誓約書

必ず承継者本人が署名および押印してください。

～ 墓地使用権の承継者は、使用者（死亡者）の相続人または縁故者です ～

- 【相続人】** **配偶者**（夫または妻）… 常に相続人になります。
- 子** … 実子・養子を問いません。子が使用者よりも先に死亡している場合、その子（孫）が代襲相続人になります。
- 直系尊属** … 使用者に子や孫（直系卑属）がない場合、父母や祖父母が順番に相続人になります。
- 兄弟姉妹** … 使用者に子や孫（直系卑属）、父母や祖父母（直系尊属）がない場合、兄弟姉妹が相続人になります。

【縁故者】 相続人でない親族などの縁故者も、使用者の遺言など特別な理由により、承継者となることができます。